
シ ョ ー ト ス テ イ 菜 の 花
重 要 事 項 説 明 書

<令和6年11月1日現在>
社会福祉法人 聖啓会
ショートステイ菜の花

重要事項説明書
 <令和6年11月1日現在>
 社会福祉法人 聖啓会
 ショートステイ菜の花

あなたに対する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス提供にあたり、平成11年厚生省令第37号第140条の25において準用する第125条及び平成18年厚生労働省令第35号第133条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 聖啓会
法人所在地	静岡県藤枝市内瀬戸 194 番地の 1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 星野正明
電話番号	054-646-7087

2 ご利用事業所

事業所の名称	ショートステイ菜の花
事業所の所在地	静岡県藤枝市内瀬戸 194 番地の 1
管理者名	管理者 川口節子
電話番号	054-646-7087
ファクシミリ番号	054-646-7287
利用に関する相談連絡先	054-646-7087 担当 ショートステイ菜の花相談員

3 ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類		静岡県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
事業所	介護老人福祉施設	平成 24 年 4 月 1 日	2275301196	70人
居宅	(介護予防)通所介護	平成 24 年 4 月 1 日	2275301196	月～金 25 人 土 20 人
	(介護予防)短期入所生活介護	平成 24 年 4 月 1 日	2275301196	20人
居宅介護支援事業		平成 24 年 4 月 1 日	2275301196	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	誰もが敬愛され生きがいを持ち、いくつになっても笑顔で暮らせる健全で安らかな生活の場を提供します。
事業所運営の方針	ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者 1 人 1 人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 ユニット型指定短期介護予防入所生活介護の事業は、利用者 1 人 1 人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

5 事業所の概要

敷地	2,236.41 m ²	
建物	鉄骨造4階建	鉄骨造4階建
	4,795.94 m ²	4,722.36 m ²
	利用定員	20名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積
個室	20	平均 14.98 m ² (約9畳)

(注)指定基準は、居室1人当たり 10.65 m²

定員 20名

※ただし、併設する指定介護老人福祉施設に空床がある場合は利用することが可能です。

(2) 主な設備

建物の2階に短期入所生活介護用の2つのユニットを配しています。

1つのユニットの定員は10人です。

ユニットには、中央にリビングルーム(共同生活室)を配しています。

ユニットの設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂兼ホール	1室	平均 59.7 m ²	6.0 m ²
一般浴室	1室	平均 4.7 m ²	
共同トイレ	3室	平均 4.2 m ²	

併設する指定介護老人福祉施設と共用する設備

特殊浴室	1室	21.4 m ²
医務室	1室	13.5 m ²

6 職員体制(主たる職員)

管理者	1名
医師	3名(嘱託医2名・歯科医1名)
機能訓練指導員	1名以上
管理栄養士又は栄養士	1名以上
事務職員	1名以上
生活相談員	3名
看護職員	1名以上
介護職員	常勤換算3名以上
	(看護職員と合わせて)常勤換算 30名以上

※特別養護老人ホーム菜の花・ショートステイ菜の花 合計勤務数

7 職務の内容

管理者	事業所運営を総括し、職員を指揮監督する。管理者に事故があったときは、あらかじめ任命した管理者業務を代行する者がその職務を代行します。
医師	利用者の健康管理及び医務業務に従事。
機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練に従事します。
管理栄養士 又は栄養士	栄養管理・献立作成、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録作成を行うと共に、厨房業者の給食業務を指導します。
生活相談員	利用者の生活相談、面接、身上調査並びにお客様処遇の企画及び実施に関することに従事し、常に居宅介護支援専門員との連携を図り短期入所生活介護計画(介護予

	防短期入所生活介護計画)につなげると共に利用入所申込者の調整に従事します。
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示のもと、事業所の保健衛生・利用者の看護・介護に従事し、かつ生活介護業務のサポートに努めます。
介護職員	利用者の日常生活の介護、援助に従事します。
事務職員	庶務及び会計業務などの事務を処理します。

8 利用者へのサービスの提供の方針と内容

利用者の担当ケアマネージャーのケアプランに基づき短期入所介護計画(介護予防短期入所介護計画)を作成し、利用者の希望を踏まえた上でサービスの提供にあたります。

(1).介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に 配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ・医師の指示による療養食の提供も可能です。 (食事時間) 朝 食 8:00～ 昼 食 12:00～ 夕 食 17:30～
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助 を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、 機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活 のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は、月 1 回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。 ・当事業所の保有するリハビリ器具 歩行器・車椅子・フルクライニング車椅子(購入予定)平行棒・ペダル式トレーナー・階段歩行練習器 肋木懸垂運動器・リハビリボール・トレーニングバンド 滑車リハビリ機・自在木・エクササイズボール ほか
健康管理	お薬手帳を持参いただきます。 利用中は看護職員による健康管理とお持ちいただいた薬の服薬管理を行い、体調不良等異常のある時は遅滞なく緊急連絡先・ケアマネージャー等に連絡します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 桑高暁子
社会生活上の便宜・ レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、事業所での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・ 主なレクリエーション行事 行事計画のとおり ※レク費用等は、一部有料です
送迎	利用者の心身の状況に応じて、ご自宅と事業所間を送迎します。ただし、通常の送迎の実施地域外からの送迎をご利用の場合は、交通費として実施地域を超えた地点から1kmあたり 50 円をご負担いただきます。

(2)介護保険対外サービス

区 分	利 用 料
理容美容サービス	定期的に訪問する理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
日用品サービス	利用者個人又はその家族等の個別の希望により以下の用品を提供します 入浴用石けん・シャンプー、リンス・入浴剤・入浴用タオル・洗顔石鹸・洗顔タオル・ 歯ブラシ、入れ歯ブラシ・おしぼり・洗顔用タオル・ティシュペーパー・ウェットティッ シュ・水のみ・吸い口ボトル・ストローコップ・替えストロー
教養娯楽サービス	利用者個人又はその家族等の個別の希望によりお菓子・飲み物、クラブ活動参加 の講師費用・材料費費用、ドライブや外食・出前等を提供します

9 通常の送迎の実施地域

地 域	内 容
藤枝市	(中山間地域を除く)
焼津市	全域
島田市	(中山間地域を除く)

具体的中山間地域は別紙に記載します。

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

10 利用料 利用料の詳細については、利用料規程に記載します。

11 苦情等申立先

※苦情は、事業所へ直接申し立てるか、又は、第三者委員の方に申し立ててもかまいません。

当事業所の受付	苦情受付担当者 桑高暁子 ご利用時間 毎日午前8時30分～午後5時30分 電話 054-646-7087
苦情に関する 第三者委員	聖啓会監事 杉山重人 聖啓会監事 松村奈緒子
藤枝市役所 地域包括ケア推進課	054-643-3225
焼津市役所 介護福祉課	054-626-1159
島田市役所 長寿介護課	0547-34-3294
国民健康保険団体連合会苦情受付窓口	054-253-5590

12 協力医療機関

医療機関の名称	藤枝市立総合病院
院長名	中村利夫
所在地	静岡県藤枝市駿河台 4-1-11
電話番号	054-646-1111(代表)
診療科	内科 心療内科 精神科 神経内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科
入院設備	594床(うちICU・CCU9床、NICU8床、結核10床)

13 利用の予約

担当のケアマネージャーを通してご予約ください。(ケアプランを自己作成している場合を除く)
 予約は利用予定年月の3ヶ月前の第1営業日から受け付けます。
 (例:5月15日～利用希望の場合…2月の最初の平日から受付可能です。)

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム菜の花防災計画」に従い対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣の社会福祉施設と社会福祉施設等相互応援協定書を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム菜の花防災計画」このっとり年2回以上 夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	有無等	設備名称	
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日:平成25年10月1日 防火管理者:特養介護主任			

15 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
予定の変更	外泊・外出の予定が変更になった場合は直ちにご連絡ください。
喫煙・飲酒	喫煙はお断りします。 飲酒は特別な行事等以外ではお断りします。
食品等の持込	保健衛生上の管理のため、食品等を持ち込む際は職員に申し出てください。
その他の持込	高価な金品等の持込はお断りします。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
販売・勧誘	事業所内での物品の販売・勧誘等はお断りします。
危険物の持込	ライター等の危険が予測される物品の持ち込みはお断りします。
来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
利用期間中の医療機関への受診	家族の責任において受診することになります。 受診をされる前に必ず職員に申し出てください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みはお断りします。

16 第三者評価の実施の有無

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

サービスの利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項について説明しました。

説明日 令和 年 月 日

事業者

所在地 静岡県藤枝市内瀬戸 194 番地の 1

法人名 社会福祉法人聖啓会

事業所名 ショートステイ菜の花

施設長 川口 節子 印

説明者名 _____

私は、本書面により、事業所から提供されるサービスに関する重要事項について説明を受け、了承しました。

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ 印

(家族または身元引受人)

<住所> _____

<氏名> _____ 印

<関係> _____

(家族または身元引受人)

<住所> _____

<氏名> _____ 印

<関係> _____